

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年11月29日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地を記載した意見書を、令和6年11月29日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年11月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターきたやま東開店

鹿児島県鹿児島市東開町字東開5番19 外2筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番3号

代表取締役 西野 敏哉

変更後 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目2番3号

代表取締役 濱野 敬一

3 変更年月日

令和6年4月1日

4 届出年月日

令和6年10月30日